

国立病院機構南京都病院面会に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

（面会時間）

第3条 面会時間は原則として毎日14時00分～20時00分とする。

2 感染拡大期は毎日14時00分～16時00分とする。各患者1回の面会時間は30分以内とする。

3 診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

（面会人数および回数）

第4条 平時は面会人数および回数に特に制限は設けない。

2 感染拡大期は面会人数および回数は次の条件とする。

一 面会人数は、1患者につき1回2名までとする。

二 面会回数は、1患者につき1日1回までとする。

ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

（面会者）

第5条 面会者は原則として次の者とする。

一 面会者は、原則として家族またはキーパーソンおよび患者・家族が認める者とする。

二 年齢制限は設けないが、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。

（面会を控えていただく場合）

第6条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

一 面会者に、面会日から3日以内に発熱（37.5℃以上）、咳やのどの痛み、鼻水等の風邪の症状がある場合

二 新型コロナ、インフルエンザ陽性の方と接触後、原則5日以内の場合

- 三 新型コロナ、インフルエンザに感染後、原則 10 日以内の場合
- 四 その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

(面会場所)

第 7 条 面会場所は原則として次の場所とする。

- 一 病室内
- 二 食堂または談話室

(面会手順)

第 8 条 感染拡大期の面会は次の手順にて行うものとする。

- 一 面会者は、病棟スタッフステーションカウンターにて面会者記入用紙を記入する。
(面会者記入用紙記載内容：訪問時間、患者氏名、面会者氏名全員、続柄)
- 二 病棟スタッフは、面会者記入用紙の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。面会可能な場合は、面会者カードを渡し面会場所を案内する。
- 三 面会者は面会者カードを着用して面会する。
- 四 面会終了後は、面会者カードを返却する。

2 夜間、休日は、平時、感染拡大期を問わず、事務当直室にて休日・時間外訪問者受付簿を記入する。

(面会時の感染対策)

第 9 条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- 一 面会前後に手指衛生を実施すること
- 二 サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること
- 三 結核病室に入室される面会者は、病院の指定する個人防護具を着用していただく。その際の個人防護具のうち N95 マスクの費用は面会者の負担とし、着脱方法について病院職員の指示に従うものとする。

(面会中の禁止事項)

第 10 条 面会中は次の行為を禁止する。

- 一 病棟内での飲食
- 二 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- 三 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- 四 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- 五 医療機器への接触や操作
- 六 病院職員の指示に従わない行為

(面会制限)

第 11 条 次の場合には、面会を制限することがある。なお、面会制限は必要最小限とする。

- 一 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合

(面会の特例)

第 12 条 次の場合には時間外面会を認めることがある。

- 一 病状説明
- 二 重症患者
- 三 終末期
- 四 主治医または病院が必要と判断した場合

(代替手段)

第 13 条 全国的な長期に渡る感染流行が発生した場合等、感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援することがある。

(周知)

第 14 条 本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

(感染症流行時等の対応)

第 15 条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- 一 面会人数の制限
- 二 面会時間の短縮
- 三 面会場所の制限
- 四 面会の一時停止

2 これらの措置は、感染状況を踏まえ、院内感染防止対策委員会において決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

(規程の制定および見直し)

第 16 条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改訂は院内感染防止対策委員会において決定する。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 2 0 日から施行する。